

## 大井川防災広場貸し出しについて

- ①団体（10名以上）で利用する場合は使用申請が必要です。  
但し、小・中・高校生が遊びで利用する場合は不要です。  
なお、クラス単位等で指導者による団体利用である場合は、使用申請が必要です。
- ②使用申請は、使用日の30日前までに提出してください。
- ③使用の受付は、大井川公民館で毎月第2火曜日（休館日の場合は、翌日）の午前9時から9時30分の間に行います。その他の時間は、都市整備課（平日午前8時30分から午後5時15分まで）で受付ます。
- ④防災上の緊急事態が発生した場合は、使用が許可されていても利用ができないことがあります。
- ⑤芝生広場の貸出しは、2分の1面とし、残りの半分は、一般利用者が利用できるスペースとして確保します。（平面図参照）  
なお、イベント等で広範囲の利用が必要な場合は、利用目的や利用人数などにより使用範囲を決めます。事前に協議をしてください。
- ⑥予約日により使用エリアを分けます。（奇数日：A、偶数日：B）
- ⑦芝生の養生期間（5月～6月）は利用できないこともあります。
- ⑧芝生の長さは、多目的広場として利用可能な長さとしているため、個別の利用により長さの変更はできません。